

第5回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

- 日 時 : 平成26年12月20日(土)
午前9時30分～午前11時30分
- 場 所 : 伊予市役所
3階 第3委員会室
- 出席者 : 田中祐美子委員、井上真由美委員、黒田里美委員
(委員) 友沢祐一委員、中岡典子委員、坪内 寛委員
上本昌幸委員、西村啓子委員、谷本圭司委員
田中 浩委員、片野美穂子委員、武田淳一委員
太森真喜恵委員
(事務局) 西川重子子育て支援課長
下岡裕基子育て支援課課長補佐
田窪幸司主任、関木浩司主任、井上裕章主事
石川良二(いよぎん地域経済研究センター)
上甲いづみ(いよぎん地域経済研究センター)
- 欠席者 : 上岡慎市委員、池内道子委員、松本綾美委員
村上縁生委員、日野昌子委員、大野京子委員
- 次 第 : 1 開会
2 会長あいさつ
3 議事
(1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について
(2) その他
4 閉会

○事務局

では、皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第5回伊予市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、委員総数19名のうち13名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、伊予市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、上本会長から御挨拶を申し上げます。

○上本昌幸会長

改めまして、皆さんおはようございます。

本日は本年度3回目となる、また第5回の子ども・子育て会議の開催となります。政府は先日、来年4月からの子ども・子育て支援新制度の財源となる消費税増税の時期を来年10月から平成29年4月へ1年半の延期を決定いたしました。財源不足により新制度の施行を見送りする報道もありましたが、新制度は予定どおり来年4月から実施する予定であるとのことであり、新制度の実施に向けては、財源の問題だけじゃまだまだ不透明な部分、多くの課題もあるようでございますが、本日は子ども・子育て会議の最重要課題である子ども・子育て支援事業計画の最終確認ということで、この件に関しては皆様から御意見をいただく最後の機会となったと思います。今後は本日の会議の意見を踏まえまして、市民への意見公募手続に入るようになっておりますので、よろしくお願ひします。

本日1名の方が伊予市子ども・子育て会議の傍聴を申請あるようですが、傍聴要領に基づいて行いたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

○事務局

座ったままで失礼します。

本日、上岡慎市委員、池内道子委員、松本綾美委員、村上縁生委員、日野昌子委員、大野京子委員から欠席の連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、伊予市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、これより先は上本会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○上本昌幸会長

それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

まず、(1)子ども・子育て支援事業計画（案）について、事務局説明をお願いします。

○事務局

失礼します。座ったままで失礼いたします。

それでは、事前に配付させていただいております子ども・子育て支援事業計画（案）について御説明させていただきます。

この子ども・子育て支援事業計画の目的につきましては、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けまして、子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村が国が定める基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることが義務づけられていることを根拠に子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画は、8月の第3回子ども・子育て会議におきまして、計画の骨子案ということで全体像を提示させていただき御協議をいただきました。その後、前回9月の会議におきまして、本計画の最も重要な部分であり、必須記載事項の幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策等について御協議いただき、9月末に県への報告も完了しております。本日は、子ども・子育て会議としての最終確認を行っていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

まず、さきにちょっと訂正したい箇所がございますので、御報告させていただきます。

まず、5ページをお願いしたいと思います。

済みません、さきに3ページなりますけれども、その(12)というところがあると思うんですけども、そこで目次の部分にあると思うんです、3ページ。3ページの(12)というところの横なんです、そこで実質徴収となっていると思うんですが、これは実費の間違いですので、費用の費に訂正いただきたらと思います。

それから、15ページ、こちらのほうで(2)の調査概要のところ表になっている部分なんですけれども、対象者、緑色のところの横に（就学前児童及び就学児童）となっておると思うんですが、これで及びから括弧の就学児童というのは該当がありませんので、この部分を削除していただけたらと思いますので、訂正後は就学前児童の保護者となります。この緑色の部分で下から2番目の回収率の上が「回」が抜けておりますので、回収率となります。「回」を加えていただきたらと思います。

次に、21ページ、お願いします。21ページ、基本目標1というところで表になってるんですが、№1、一時預かりの横が二重丸がありまして、平成25年度預かり人数のところは2,221人となっております、これが2,219人になります。

次に、23ページをお願いします。これで下のほうの表なんですが、5の幼稚園国際交流員英会話講座の横が空欄になっておりますので、ここはバツをお願いします。

次に、33ページになるんですけれども、これにつきましては、本日お配りしておる資料の中へこういったもんがありまして、基本目標3こちらで3番のところが妊婦健康診査事業、この部分がそっくりこの表の本日お配りさせてもらっている資料になります。

それから、同じく39ページのところですけれども、こちらのほうも今お示ししましたとおり、裏側両面印刷になってますので、そちらの方をよろしくをお願いします。こちらですね。今日お配りした資料があるんですよ。こちらのほうが33ページ、39ページがこちらのほうに変わってきますので、お願いします。

63ページをお願いします。提供区域の設定というところがあると思うんですが、これのうち事業の部分の2番目の地域子育て支援拠点事業の後ろに（子育て支援センター）を加えていただきたらと思います。

それから、この表の中の12のところなんですが、これも先ほどありましたように実質徴収になってますが、実費のほうに訂正をお願いします。

66ページ、お願いします。こちらの(8)一時預かり事業のところなんですけれども、表の25年度実績のところの人数なんですが、2,500となっていると思うんですが、こちらが2,219になります。

それから、次の67ページなんですが、(11)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）というところで、こちらの25年度の実績が285となっていると思うんですが、こちらが347になります。

それから、その下の(12)のところは、先ほどもありましたように実質徴収になってますので、実費と訂正をお願いしたいと思います。

訂正につきましては以上です。よろしくをお願いします。

それでは、これまでに提出した骨子案から変更があったもの、それから前回の会議から修正点等について御説明をいたします。

まず、本文の1ページ及び2ページの第1章の部分、こちらにつきましては、第3回の会議で御確認いただいております、字句の訂正を行っておりますが、特に大きな変更はありませんでした。

次のページから3ページから第2章、3ページから14ページにかけては、前回に提示させていただいております、皆様からの御意見をいただいておりますので、その部分についての見直しを行いました。

次に、15ページをお願いします。15ページから20ページにかけては、ニーズ調査の結果報告となっておりまして、こちらにつきましては、3月の第2回の会議で御確認いただいたニーズ調査結果の資料の一部を抜粋して記載しております。

次に、21ページから27ページ、こちらにつきましては、第3回の会議で御確認いただいておりますので、特に変更はありません。

次に、28ページ、第3章になります。こちらにつきましては、骨子案のほうにはなかったんですけども、1、子ども・子育て支援法に基づく基本指針ということで、(1)から(3)までにおいて3つの基本指針を定めました。

次に、29ページ及び30ページになります。3、基本目標ということで、31ページの4、計画施策、こちらにつきましては、骨子案からの変更はございません。

次に、32ページ、基本目標の1、幼児期の学校教育・保育の充実というところで、施設型給付に係る3事業、認定こども園・幼稚園・保育所、こちらと地域型保育給付に係る4事業、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育、こちらについての事業内容、取り組み内容、担当部門を記載をしております。

次に、33ページから35ページ上段にかけては、地域子ども・子育て支援事業に係ります13の事業についての事業内容、取り組み内容、担当部門を記載しております。このうちNo1の利用者支援事業、33ページですけども、No12、34ページになりますが、実費徴収に係る補足給付を行う事業及びNo13、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましては、子ども・子育て支援新制度からの新たな事業ということで、未実施であります。

それから、№5の養育支援訪問事業、33ページ、あと34ページの№6、子育て短期支援事業、こちらの事業につきましては、以前からある事業ですが、現在のところ未実施となっております。

次に、35ページをお願いします。こちらの中段からは、子ども・子育て支援事業以外の事業ということで、このうち平成26年度から子育て支援課が所管となりました№4、ブックスタート事業をこれに追加しております。

また、以前にも御説明しましたが、現在の伊予市次世代育成支援行動計画は、平成17年度から平成26年度までの時限立法の次世代育成支援対策推進法に基づく計画でしたが、国におきましては、本年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立しまして、次世代育成支援行動計画の策定に当たっての見直しがありました。7月に放課後子ども総合プランを作成しておりますので、お手元に本日配付しておりますので、横長のほうなんですけれども、放課後子ども総合プランについてという資料をお願いします。

2ページになります。放課後子ども総合プランの概要ということで、1、趣旨・目的では、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとしております。

2の国全体の目標では、平成31年度末までに放課後児童クラブについて、約90万人分を新たに整備しまして、全小学校区約2万カ所で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型で実施、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指しております。

3、事業計画では、市町村が行動計画に盛り込む内容が記載され、その下の米印があるところですが、ここで行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも可ということで、本市におきましては、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととしております。

それでは、先ほどの計画のほうの35ページにお戻りください。

こちらの一番下のNo.5になってると思うんですが、こちらに放課後子ども総合プランの推進という項目を新たに加えました。放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型として実施することを推進し、平成31年度までに教育・保育提供区域の各1カ所で実施することを目指しますということと、今後調査・協議を行いますということを加えております。

次に、37ページをお願いします。こっちの上段の行になってくるんですけども、No.8のところ、公立保育所の民間委託の項目を新たに加えました。内容としましては、多様化する保育ニーズに対応していくことを目的に、公立保育所の民間委託も視野に入れ、サービスの充実を図ることを加えています。

このページから54ページまでにつきましては、特に大きな変更はありませんが、その次の55ページ、こちらには、骨子案では第3章の部分にあったんですけども、これを教育・保育の提供区域の設定という部分を第4章の先頭に移動させておりますので。

次に、63ページを、3、地域子ども・子育て支援事業の提供区域ということで、これにつきましては、これ以降のページに出てきます事業の提供区域ということで、これを新たに加えております。

次に、64ページから67ページです。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策につきましては、骨子案の中では第5章というところに位置づけておりましたが、第4章に移動しております。このうち64ページの1、利用者支援事業につきましては、28年度の実施を目標に取り組むこととしておりますが、67ページの終わりのほうになりますけれども、12、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び13、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましては、今後の検討ということで具体的時期は明記しておりません。

次に、68ページ及び69ページにつきましては、必須記載事項であります認定こども園の普及に係る基本的考え方等について、市としての考え方、事業を推進するための方策等を加えております。この中で最も重要なポイントとなりますのが、1、(1)認定こども園に係る基本的考え方についての最後の行のところになるんですけども、こちらにつきましては、県からの要請で八幡浜市以外の市では、2施設以上の目標設置を県が作成する計画の中に入れることになりました。そこで、本市の計画におきましても、平成31年度までに2カ所以上の整備を推進しますという文言を加えております。

最後になりますが、72ページ、こちらにつきましては、第6章として計画の推進体制という項目を加えております。

ちょっと以上駆け足ですが、簡単ですが、子ども・子育て支援事業計画(案)についての説明を終わります。

○上本昌幸会長

随分膨大な資料ですので、一つ一つをなかなか説明できにくいのですが、皆さんはおうちで資料を見ていただいて、この中でいろいろ質疑等ございましたら言っていただければ。先ほど説明をちょっと早く説明させたので、随分理解できてないところもあるやないかと思います。いろんなところからも構いませんので、御質問をいただいたらと思いますのでどうぞ。

大事なところですので。

○武田淳一委員

それでは、ちょっと1点目は、この計画の中で33ページぐらいからちょっと表の中に担当部門というところがあると思うんです。市役所の中の各課の名称が入っただけですけども、この事業計画の内容をこの各課と協議の上作成したのかどうかというのをお聞きしたいです。

それと、あとはもう細かい表現とかっていうようなことになるんですけど、16ページ、これニーズ調査結果の報告ということなんですけども、例えば16ページの下グラフのタイトルです。気軽に相談できる人の有無というところで、右の部分にどのようなメールサービスを利用していますかというような、これは設問の内容をそのまま書いてるんだと思うんですけども、このグラフには当てはまってないというところなんです。それが17ページ、18ページのグラフにも今のことが当てはまるんじゃないかなろうかと思っております。18ページは上のほうのグラフですね。今後この児童クラブを利用したいですかという設問の内容のグラフにはなってない。

それと構んですか。34ページです。一番下の実費徴収に係る補足給付を行う事業というところなんですけども、この取り組み内容、事業内容が書かれているわけなんですけども、最後の部分です。市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行いますっていうような表現になってます。

一方、67ページに同じ事業の計画が出とるわけなんですけども、67ページの(12)の実費徴収、ここでは今後の事業実施について検討しますという内容になってます。若干ニュアンスというかが変わってくるので、このあたりは統一すべきだと思います。

それと36ページの一番下、6の子供の健康及び安全括弧の最後の行です。乳児4人以上の保育所に看護師の配置に努めます。この部分は変更すべきだと思います。以上です。

○上本昌幸会長

そのこのところ。

○事務局

まず、33ページから、担当部門との協議についてですが、こちらにつきましては、各課に依頼をしまして、その中で出てきた内容をこちらで精査しまして、確認が必要な部分につきましては、再度担当課のほうに確認しておりますが、それで異議がない場合につきましては、こちらのほうで作成し、先ほど説明の中でもありましたように、33ページ、39ページの訂正につきましては、健康増進課のほうからちょっと内容を修正してほしいという依頼がございましたので、訂正しました。

次に、16ページですか、16ページ、17ページ、18ページあたりの表、グラフとの説明の内容が余り整合性がないんじゃないかというところですが、こちらにつきましては、改めまして訂正を加えたいと、事務局のほうで訂正を加えたいと考えております。

次に、34ページの12の実費徴収に係る補足給付を行い事業の説明文ですけど、こちらにつきましては、こちらで考えておりましたのは、あくまでもまだ未実施の事業ですので、事業についての説明という部分で助成を行いますという表現にしました。そのとり方によりましては、市が実施しますというふうに捉えかねますので、こちらにつきましても今後訂正を加えたいと思います。

67ページの部分につきましては、これは今後の事業計画という部分ですので、こちらについては検討しますとしています。

36ページです。6、子供の健康及び安全確保、こちらにつきましても、これはもう事業内容を表現する部分ですので、確かに努めますという表現は適切でないと思いますので、こちらのほうの見直しを考えております。

以上です。

- 上本昌幸会長 よろしいでしょうか。
- 坪内寛委員 議長さん、全体を見よったら、もうあちらへ行ったりこちらへ行ったりするから、第1章で問題があったらありませんかというて次々とせていったほうがわかりやすいんで、第1章について問題、感じたことがありますかというふうに。
- 上本昌幸会長 資料がたくさんあるから、あっち行ったり、こっち行ったり、もう頭の中、がこんがらがる。
そしたら、そういう形で、非常にたくさんありますので、第1章だけ、第1章といたら1ページから2ページ、この間で。
よろしいでしょうか。
それでは、次が第2章ですけど、27ページまで。
- 坪内寛委員 構んですかね。
- 上本昌幸会長 お願いします。
- 坪内寛委員 3ページと4ページで、その4ページのほうはグラフの上に黒丸で表題をきちんとつけています。世帯数の推移、下の行はひとり親世帯数の推移という表題がついていますが、3ページの上の表については、黒丸の表題がありません。下のほうのは黒丸があり、上の表だけここの表題がついていません。それで私思うたのは、黒丸で、そこの表の文章のとっばちに年代別って書いていますから、年代別人口の推移とかという表題をつけんと、ほかとつり合いが、一体感がとれんのじゃないかと思います。
それから、下のほうの表は人口の推移ではなくて、どちらもが人口の推移ですから、総人口の推移とか「総」を入れないと、下の表との上との関係がとれないんかと、総人口の推移といたして、上は年代別人口の推移とかにしたらどんなんかなと思います。

それと、3ページと4ページを見比べたときに、一番上の表だけは、表のすぐ下に資料、市民税務課というのが、左の3ページの出典このすぐ下に書いていますが、3ページと4ページのほかのは、出典を米印の下につけています。この位置づけが一体感がこれであるのか、これでいいのか。開いてあけたときにちょっと思います。

それと、4ページの文章表現ですが、上のグラフの。1は第2行は全体の説明をされて、それから次の3行と4行は世帯数の推移の説明をされていますから、その下の世帯数の推移のグラフの説明をしています。そしてから一方の2行は、その下のひとり親世帯の推移の説明をしています。最後の2行、またからは、ここにグラフがあらわしてない分の説明になっています。そのときに「また」で、最初の言葉が「また」であれば続きのようですから、ほたらグラフの中見たらひとり親世帯数のグラフはここに入れておりません。推移はなお増加していますというグラフはなかったと思うんですが、どうしても出せんから、それで「また」の言葉、接続詞を「なお」にしたほうが、なお、ひとり親世帯数の数はというふうにしたほうが続くもんじゃないかと読んでみて思いました。「また」では。

それから、5ページ、5ページの一番上の文章、出生数は平成17年から20年までは年間260余人ぐらいで推移していたものが、ものが、ものは要るんかなど。推移していたがという、ものがというものはないほうが文法的にいいんじゃないかと思いました。

それから、6ページ、6ページの文章で、4行目の、1行目のところは、平成12年度以降と続き、平成22年度はというにきっちりと文章の中に平成何年と入っていますが、4行目のところの1カ所だけ、平成22年度は17年度に比べるというところに「平成」を入れとかなかったら、ほかとのつり合いがとれんなど思いました。ほかは全部「平成」を入れておりますから。

7ページで教えてほしいんですが、7ページの文章で教えてほしいんですが、国勢調査の後に年齢階級別になつとるでしょう、1行目。階級というんですね、辞典で引いてみたら、年齢の層のことで、それは国勢調査が階級と書いとるんですか。

○事務局

国勢調査の中で年齢階級別となつとります。

- 坪内寛委員 出てくるんですか。あれは、ほて最初のところは、この3ページのところは年代別にしとるでしょう。伊予市における人口の推移の年代別に、そうでしょう。
- 事務局 そうです。
- 坪内寛委員 それからこちらへくると年齢階級、階級ということと階層ということの違いは調べたら、階級というのは上流階級とか中流階級とかに使って、年齢が次々といったのをする場合、階層とか年齢階級別という用語が適切なかどうかということだけちょっと、これは質問です。みたら、国勢調査の表現にこれがあるんだとしたら、それだったらもうああそうかなと思うんです。
- 8ページの表の下の資料、子育て支援課というのが全体から見たときにどうするのか気がついたことだけ言っておきます。
- それから、9ページ、9ページの1の表の米印、人数はここのところの中に各年度が入らんと、後のところは全部各年度を入れとるわけでしょう、もう。9ページの上のところの人数は各年度5月1日時点です。22年から26年ですから各年度を入れとくと、9ページと10ページの米印のつり合いがとれないと思います。
- 私が気がついたことは、以上です。
- 上本昌幸会長 細かいことたくさん出していただきました。また、御検討いただいたらと思います。
- ほかございますでしょうか。
- お願いします。
- 谷本圭司委員 済みません。ちょっとこのページ3ページのほうで本文を含めて気になるんですけども、特に3ページの部分なんですけど、表の中の緑の枠の平成何年度というのでデータが出てますが、その下の数字の部分の横軸が平成何年なんですけど、これが年なのか年度なのかというのがどちらが正しいのかなと。

上のデータと合わせましたら年度になるのかなと思いますが、表記はどんなかなと思うのと、あと本文にその後、平成何年というのと年度というのがあるんですけど、ちょっとどっちが、その年で多分正しいんだろうと思うんですが、年なのか年度なのかがちょっともう一度確認をさせていただいたらいいのかな。データも年なのか年度なのか、そのあたりはどんなんでしょうか。

○事務局

年度と年が混在しているというところだと思うんですが、私のほうもこれ確認しながらやはり同じようにちょっと年度と年の使い分けが難しいなということをして、こういった形になっておまして、おっしゃるように、下の部分につきましては、スペース的な問題もありまして年と表記したんですけども、確かに上のほうも年でも通用しますので、ただその場合に後ろのほうにまた同じように年度と年がいろいろ出てきている部分がありますので、そちらは事務局で精査して確認していきたいと思います。

○谷本圭司委員

各データを年度でとっているのか年でとっているのかが、それに基づくんだろうと思うんですけども。

○事務局

そうしましたら、これ下の表記で5月1日としておりますので、年、度をとりまして年で統一したいと思います。

上本昌幸会長

ほかにありませんか。

○友沢祐一委員

済みません。21ページ、14番、通常保育となつとらいね。これずっと読んでいった中に通常の保育というものもある。私の意見を言わせてもらって、「の」を入れたほうがええような、やわらかく表現できるんじゃないかなというように、それと同じように、障害児保育というんじゃないに、障害児の保育というふうに、次のページの17番まであらいい。そういうふうにしたほうがええんじゃないかなと思います。

それと、この表全体にところどころ、例えば1番のところ、21ページの1番のところ、平成25年の預かり人数のこの数字が、最初に出てくる人数とところどころ違うんがあるのよ、表記が、人数が若干だけど。これは合わせとかんといかんのじゃないん。また、事務局はな後で言うのでチェックし直してみてください。

それから、22ページ、6番、1歳6カ月というのを、ここざりが「ケ」になつとんよ。か月、「か」にしたほうがええんじゃなからうか。

それから、25ページ、25ページの9番目、基本目標の7の9番、通級指導教室となつとらいね。この通級指導教室という言葉は、場所をあらわす、場所を。言葉の指導する場所が通級指導教室、通級による指導、通級による指導というふうになります。だからその後のほうも港南中学校に通級による指導の教室を設置しましたと、そこらあたりまた考えてみてください。

それから、14番、心身障害児の放課後の預かり実施となつとらいね。これ平成7年にもう心身という言葉はなくなりました。身も心も障害者かというふうな感覚を持たれるから一般社会の中であるんで、平成7年に心身はもうとろやないかということで、心身になつても障害児者という、障害児というんで通じるというんです。これでもうなくなりましたんで、これ。のけていただいたらと思います。

7までは以上です。

○上本昌幸会長

ほかございませんでしょうか。

お願いします。

○井上真由美委員

済みません、12ページの(5)番なんですけど、放課後子ども教室の状況というので、伊予小学校区これはここでというようなことを実際されてるのでしょうか。

○中岡典子委員

伊予市は伊予小校区だけにしかありません。平成19年に文科省がつくりましようとして各市町村に言うたんですが、松前町はできとりますが、伊予市は21年につくる計画を半年間練って、そして21年11月4日から開設しました。

ほんで、施設が伊予市内ではほかにちょっと見当たらなかったんですけど、伊予小学校だけは放課後児童クラブ、クラブがあるところに、伊予市がもう子ども総合プランが実施されるだろうからということで、施設をちゃんと建てておられたんです。1階を児童クラブ、2階を放課後子ども教室で総合プランを実施しているところです。ほかの中山とか双海、それから南山、北山、郡中と、運営委員会を通して皆さんにお尋ねをしたんです、運営委員の方に。運営委員さんちゅうのは、それぞれの学校の校長先生とかPTAの会長さんとか、そういったような方々が来られて運営委員会に出席して、ほんで伊予小学校でこういうふうに放課後子ども教室を実施していますよ、ほかのところのニーズはありませんかというようなことで運営委員会に諮ったんですけども、そのときには要望がなかったんで、そのなかったということの理由としては、施設がない。それから、保護者のニーズは聞いてなかったと思いますけれども、人材の確保が難しい、そういったところ、指導者がいない、そういったようなことから開設されなかったんで、今までにそういうふうになっています。それでよろしいでしょうか。伊予市はもう伊予小学校だけにしかありません、放課後子ども教室は。

○井上真由美委員

児童クラブと子ども教室は、また。

○中岡典子委員

違うんです、違うんです。

○井上真由美委員

指導者も違う。

○中岡典子委員

違います。児童クラブは福祉課が担当します。それから、放課後子ども教室は教育委員会が担当します。だから中身が違うんです。児童クラブのほうは、いわゆる保護者さんが働いていらして、ほんで放課後子供が帰ってからも保育に欠けるということで、放課後子ども教室のほうは、安全・安心な居場所ということで、保護者さんが働いていようがいまいが関係なくて、子供をそこに行って放課後の活動をさせたいという希望を受けて活動しているところです。

○井上真由美委員

それは誰が指導者されるんですか。

○中岡典子委員

それは最初は公募で指導員を募りまして、現在のところ、活動推進員とそれから活動サポーターっていうのと、それから私らはコーディネーターと言いますが、コーディネーターとそれから活動ボランティアというのが、たくさんその都度加わっていただくんですが、常時は8名で子供たち25名に対応しています。3人に一人ぐらい。指導者が楽しんでいるので、ずっと続けられるのでは。子供たちとともに安全・安心な場所づくりを願いながら、保護者と活動を楽しんでいると、そういう感じです。

いいですか。

もっと詳しいことが聞きたかったらまた。

○上本昌幸会長

指導者の問題とか、場所の問題とかいろいろあったんだと思いますが、今のところは1カ所だけを進めております。

ほかありますでしょうか。

○坪内寛委員

ページ6 ページの一貫性だけ見ていったときに、上のほうですが、ページ6の上の表、グラフがあって、その下に四角で第1次産業、第2次産業、第3次産業をあらわしていますよという説明がこういった点からこのグラフを見てくださいという説明があります。そして、ページ6の上と同じようなグラフが、ページ17、19、20にもあります。17ページにもあるんです。ほたらこのときのグラフの説明は、このグラフを見るときに何々は上に利用して、利用していない、不明で見るとは上というのを上に説明、そのようにしていますが、6ページはそれを下につけてみますね、説明の文。ほたら上下がずれとるんですよ。そしたら、どちらに統一するかだけはしとかなないと、17と19と20は全部上に書いといて、6ページのとこだけ下になってますので、そこだけを統一しとかなないといかんのかな感じがします。そういうことで。

○上本昌幸会長

また、事務局で。

ほかありませんか。

それでは、今までのところ……。

○坪内寛委員

もう一つ、今度は教えてほしいんですが、22ページ、これは22ページの基本目標2なんですが、最初の言葉の母性、みんなこれで構いませんか。

- 母性並びに乳幼児・幼児の健康、これで構わないんですか、この用語は。
- 事務局 いいです。オーケーです。
- 坪内寛委員 間違いないん、これで。
- 事務局 はい。
- 田中浩委員 すみません。
- 上本昌幸会長 はい。
- 田中浩委員 ちょっと25ページの項目7の11番の就学指導で訂正したいんですけど、これすみませんが、教育相談。教育相談にかえていただく、そのほうが。
- 上本昌幸会長 それでは、次に行きたいと思います。
第3章ですが、28ページから53ページ。
- 坪内寛委員 28ページ、28ページの(2)のところの文章ですが、1行目のところには、基本認識を念頭と書いています、基本認識。下のほうの2の啓発の基本理念のところには、1行目に、第一義的責任を有するという基本的認識と「的」を入れています。これは「的」を入れるのと「的」を入れないとの使い分けをしているんですか。使い分けて、どうしてもここは「的」は入れないかんのですか。基本認識と基本的認識とはどう違いで捉えておるんですか。
- 上本昌幸会長 わかります。
- 事務局 これは統一させていただいて、基本認識で。
- 坪内寛委員 「的」をのけるんですか。

- 事務局 はい。
- 上本昌幸会長 ほかございませんか。
- 坪内寛委員 次、32ページのところの上の表ですね。上の表の緑でしとるところに事業名、事業内容それから担当部門とあります。この担当部門という書き方が、ほかは全部横一列ですが、ページ44、ページ44ページへ行きますと、44ページだけは担当部門が横文字になっています。ほかは全部縦文字、あれ横文字にしたほうが。
- 事務局 はい、全部横に、横一列で、それは。
- 坪内寛委員 それから、32ページの表には、1番は施設型保育給付という表題がついておりませいね、それから次は、地域型保育給付という表題をつけてこのグラフを描いています。それから、33ページのこれはゴシックで表題をつけています、ゴシックで。そしたら32ページの2つの何型給付というのもゴシックにしたほうが見やすいのかなと思うんですが、そしてから35ページにも表題がゴシックでしています。ところが、36ページに行きますと、さっきの表には全部36ページから39ページまで表の表題がないんです。空欄になっておいて文章をつけておるでしょう。ほしたら、これ表題が、これだけ分表題がついてないんです。それから、39ページにも表題がない。それだけは統一しとかんと、いかんのじゃないかなと思いました。
- 以上です。
- 事務局 ただいまの表題の件なんですけども、32ページだったり33ページ、あと35ページ、これにつきましては、表題、もう事業名がはっきりあるんですよ。ですんで、必要入れておるんですけども、それ以外につきましては、この4の世代間交流促進のこの表につながりますので、あえて事業名は入れることができないんです。
- 坪内寛委員 ああなるほど、わかりました。

その次のクラブの雇用契約ですね。これが委託という形になっておりまして、例えば賃金体系からいいますと、そこそこのところで850円だったり900円だったり950円だったり、この間から何回かちょっとクラブの話し合いを持っているんですが、そういうところでこの話し合いについては出ております。今年度、来年度分の予算を今計上しているところですが、一応統一金額というものを示させていただいて、それで進めていこうかなという考えにはなっておりますので、今後またクラブの方たちと話し合いながら進めていきたいと考えております。

あと下灘です。下灘はちょっと別のものがございまして、下灘・上灘につきましても、図書館と併用という形になってます。児童クラブの職員は図書館と一緒に使って、そしてその庶務も一緒に行くという形になっております。それにつきまして、少し賃金や手当がついたりとかという形になっているんですが、この件については、ずっと今まで調べているんですが、今までの経緯を調べているんですが、今回児童クラブという形のものきちんと位置づけられますので、ここ辺を図書館と児童クラブというふうな分け方、きちんとした分け方をということで、今検討段階に入ってますので、見直しをかけていきたいかなと考えております。

しかし、ちょっと金額については、ちょっと図書の方がありますので、またそれは違った面で考えさせていただいたらと思っております。

あとちびっこ広場、これは市のほうからお金の出ているところがちょっと違いまして、ちびっこ広場が市のほうから、そして児童クラブはまたうちの子育て支援課のほうからという形になつてきますので、今後これについてもちょっとくじゅくじゅにまぜ合わせになってしまってますので、きちんと見直しをして、4月からはきちんとした形で御提示できるように考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○西村啓子委員

そしたら構いませんか、補足で。

○事務局

はい。

○西村啓子委員

各クラブの保護者の負担金をできるだけ東一してほしいというような要望が出とるので、この点も加えてよろしくお願ひいたします。

○事務局

この件についても、責任者会のとくに何度が出ております。今度新制度になりまして、4月からになりましたら、児童クラブは保育にかける、家庭に帰ってから子供を見れない状態の人が預かるというところになっていると思いますので、そのところもきちんと押えながら、そしたら例えばそれにかわる先ほど中岡先生のお話がありました子ども教室みたいなものに保育に欠けない子供さんたちはそういうものを使っただけというように形も今考えていこうとしている段階に入ってますので、済みません、そちらの指導も受けますのでよろしくお願いします。

以上です。

○上本昌幸会長

今のところで何かほかに。

○坪内寛委員

もう一つだけ気がついたことを思っただけですので、6ページと6ページの一番下の2行、横線を入れてから労働人口とはって説明しています。7ページも7ページ一番下の横線を入れてから説明をしています。これと6ページと7ページのことが46ページ、46ページに同じようなのが出てくるんですが、一番下の4行ですが、そのときは、下のほうへ落として横線を入れてから説明はしていません。ほたこれを一貫性から見たら、6、7ページと46ページとでは一貫性はないなど、統一はとれてないなどということ、気がついたことは言っておきます。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

○片野美穂子委員

失礼します。

32ページの1番、教育・保育の受け皿のページというところなんですが、ここの1番の認定こども園の事業内容、取り組み内容の欄に、認定こども園の設置が推進されるよう支援しますっていう文章になっていますよね。この支援しますっていう文章になっているっていうことは、伊予市として民間の企業ないし団体が、認定こども園をつくるということを念頭に入れての文章になっていると考えてよろしいんでしょうか。

68ページの認定こども園の普及に係る基本的な考え方のところの説明のときに、先ほど愛媛県が八幡浜市以外の市町村に対して、平成31年度までに2カ所以上の設置を推進するという何か割り当てる話があったと思うんですが、ということは、これから来年度から5年間の間に伊予市でも2カ所以上の認定こども園を設置する方向で27年度から急いでその整備に向かうという形、そのあたりの今現在の考えを教えてくださいたいと思います。

○事務局

まず、37ページ、公立保育所の民間委託ってところを上げさせていただいてます。公立保育所の民間委託を視野に入れたサービスの充実を図りますということではあるんですが、これとともに今現在、伊予市内で小規模の方の希望があったりとか、児童クラブの民間の希望があったりとか、今どんどんそれぞれの形から出てきております。今後認定こども園もどういう形になるか、今のところはまだ見通しは立てておりませんが、できておりませんが、認定こども園という形の幼・保型とか、幼稚園型、保育所型っていう、民間が出ることもあり得るかもしれないということなんです。

○片野美穂子委員

先ほどの68ページの認定こども園の普及に係る基本的な考え方で先ほど説明したんで、31年度までに2カ所以上の整備を推進しますっていうのは、推進しますということで、今現在31年度までに2カ所つくり出すということではないということですね。

○事務局

一応やろうかと思ってます。

○片野美穂子委員

やろうと思ってますか、はい。わかりました。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○友沢祐一委員

もう何回も出てくるんですが、とにかくちょっと障害のある子供たちの教育の内容が、私は伊予市は随分と遅れておるような気がいたします。

だから心身という言葉だとか持つとか、そういうのがもうたびたびこういう中に出てまいりますので、もうほとんど20年ぐらいたつんですよ、これ。これは子育ての責任じゃない、福祉課のほうの理解啓発あたりで、市の職員あたりから始まって指導をちゃんと啓発をやってないんじゃないかろうかと思うんです。私、松山市の場合は、2年間で1,110人ほど障害児教育についてお話をさせていただきました。割とスムーズに松山市の場合は動いとるようなんです。これをやっぱりもう一度遅ればせながら、やっぱり子育て支援のほうから言葉発して、まず市の職員の方の御理解をまずいただいでいかんといかんのじゃないかなというふうに思います。

それと、いろんなところに研修とかというて支援員をつける場合なんかのありますけれども、特別支援学校の場合は、学校教育法の74条で、その学校の子供の指導も当然やる、小・中学校、学校教育の中でも支援をしなければならない、そういう74条に示されておりますので、だから幼稚園関係であるが、盲学校、聾学校、しげのぶ特別支援学校、ここにございますので、そういうところの養成をして、研修を、特に休暇中やったら向こうもあいておりますから、ほんで小・中学校はもう当然どの学校もありますので、そういう職員のやっぱり、教職員の活用をどんどんどんどんしていったらいいんじゃないかなと、市も障害児教育にかかわって46年たちますけれども、いまだに新しい新たに出てくる発達障害なんかは、また勉強させていただいておりますけど、そういうのはやっぱり一斉認識をしておるところの方に来ていただいて、授業なんかも見させていただいて、その中で指導していただいたら支援員の方も力がついていくんじゃないかなというふうに思う。それ割とどこもやってないです。法律でちゃんと決まってるんですから、これ。ほやけんもう是非大いに活用させてください。言うこときかんのなら、私に言ってください。

もう一つは、特別支援教育の対象の子供さんは、今インクルーシブ教育システムというのが何しとんです。適正就学をするという言葉は余り使わないほうがいいんじゃないかなと、私は思ってます。というのは、親の大体基本的には何です、言葉悪いんですけど、言うたとおりになるのが今なんです。

文部科学省が、最近私も文部科学省からとりよせてこういうように書いてます。就学に当たって本人、保護者の意見を最大限重視し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として市町村教育委員会が最終決定者、こういうようになってるんです。この就学になったらはぶかれております、文部科学省の資料の中では。私も本当ここ3人ぐらい実際にもう暇ですから、保護者の子供を連れてしげのぶの支援学校へ行きました。やっぱりどうかなって思うんですが、行ってみてお母さんが、やっぱり特別支援学校のほうがいいわというふうに言ってくださる保護者が多くなったと。だから、相談だけでやるんじゃないくて、実際に現場を、学校を見せるということが就学指導は実に大事じゃないかなというふうの思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

- 中岡典子委員 今先生がおっしゃったことで、ちょっとひっかかるのは33ページ。
- 友沢祐一委員 持つだろう。
- 中岡典子委員 表の中の2つ目に、地域子育て支援拠点事業の中に、右側の事業内容3行目に障害を持つとありますね、又はある。
- 友沢祐一委員 ほやけんそういうのは大丈夫。その3行ほど下に、特別支援に関する相談を強化しますというんは、教育が入ったほうがいいんじゃないかな、特別支援教育に関する相談。
- 中岡典子委員 それから、次41ページ、18、学校保健と連携っていう中で、下から2行目、学童・生徒の健康、学童じゃなくて、児童に直したほうが良いと思います。学童でいいんですかこれ。
- 太森真喜恵委員 そうですね、済みません。児童に直してください。
- 中岡典子委員 児童・生徒で。

それから、これは私らがどうかなと思って、48ページ、交通指導員のところですが、3行目、交通安全の日街頭指導、交通安全の日の街頭指導、それから通学やイベント等での交通指導等を実施します、こうだったらいいかなと思います。

それから、53ページ、3つ目のところですが、事業内容の下から2行目、市独自に中学1年生から中学3年生までの児童のとありますが、中学3年になると生徒になりますね。児童・生徒のというふうに、同じようなことが障害児福祉のところにもあります。7番目です。日常生活において常時介護を必要とする軽度の障害を持つ、ここが問題、障害のある在宅の20歳未満の児童・生徒に対し手当ををし、生徒があつたらいいんじゃないかなと思います。その下も一緒です。児童・生徒、生徒があつたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○上本昌幸会長

ほかにございませんか。

どうぞ。

○谷本圭司委員

細かいことなんですけど、33ページに戻るんですけども、ずっと資料を読ませていただいて、事業名があつて、利用者支援事業その下の括弧なんですけど、4-4-1参照と数字が入ってるかと思います。それぞれの1番、2番に、4-4-2参照、4-4-2、最初ぱつと見たときにこれの説明がないので、これどこにあるのと思って一生懸命探してみたら、終わりの第4章の4の(1)のことやったのかなと後ろのほうにやっと気がついたので、もし多分作成された方は頭でわかつてつくられとんじやろうと思うんですけど、最初に読む者にとっては、もうちょっと具体的に第4章の4の(1)とか、そういうふうを書いていただいたらスムーズによく次に進めるなという感じがしまして、以下この欄。それで進めていくと、項目がずれ、表現が、64ページにその4があるんです。4の(3)が33ページのとちょっと事業、妊婦健康診査でとまってるんですけど、33ページはその後事業というのが入って、用語の整合性が、これないんですかね、消えとるんですかね。ここ変わるというたんですか。事業がないんです。

○事務局	64ページに事業をつけます。
○谷本圭司委員	つくんですかね。
○事務局	はい。
○谷本圭司委員	そうしとっていただいたら見やすいかなという。
○事務局	わかりました。
○坪内寛委員	ちょっといいですか。
○上本昌幸会長	どうぞ。
○坪内寛委員	今4章しよるんかな。
○上本昌幸会長	4章。
○坪内寛委員	ほしたら、55ページ、55ページの細かいところ構んですか。
○上本昌幸会長	第3や。
○坪内寛委員	第3章やね。
○上本昌幸会長	第3。
○坪内寛委員	次行きますから。
○上本昌幸会長	どうぞ。

○田中浩委員 51ページから52ページの就学指導とか教育支援、学校教育のところちょっと内容とかちょっと先ほどの実施の件でもお話ししましたが、ちょっと全面的にちょっと見直しまして。早急に手直します。

○友沢祐一委員 非常に難しくなって、そういうところで難しい。なぜ難しいかというたら、私の頭の中には、そうなってくると、小・中学校の教員の障害児教育に対する、ほで支援教育の専門性をいかに養成していくか、これが大事なんです。もうこれやらんなら、もうむちゃくちゃになります、小・中学校は。大体特別支援学校へ行って重複の子供さん、2つの障害を持っている子供さんやったら3人で1学級なんです。それに1人の教員がつくわけです。それに小学部というところで加配がまたつきますので、障害の重たい人はもう集まってやる。もう子供と手つないたら、教員が10人余り余ります。それぐらい準備して教育やってますから、そういう状況を見せると保護者の方から学校へ行きたいという方が割と多いんです。そういうやり方を上手に作ってやっぱり非常におたくの子供さんは障害がありますねというのは、もう非常に言いにくいところなんです。これ割とこれ何か障害があったらと大分書いとるけど、本当はこれ一番大事にしてあげんといかん、保護者にとってみたら大事にしてあげないかんので、どこで判断されましたかという、支援センターなんかでしましたというたら、そしたら間違いないですねというフォローもしてあげて、そしたらそれなりの対応をしていきましょうやねという相談から私なんかは入っていくんです。だから。そこのあたりを大事にしてあげんと、あの先生に港南中学校で先生に障害者じゃ言われたというふうと、保護者のほうくるんです。ほやからそこらあたりよろしくお願ひします、教育委員会のほう。私でよかったら力になります。

○田中浩委員 十分認識しております。先生ちょっとこれは。

○友沢祐一委員 私もそう思いました。

○上本昌幸会長 是非お願ひします。ほかございせんか。

○上本昌幸会長 ないようでしたら、次第4章、これは55ページから69ページの間でありましたら。

○坪内寛委員 構んですか。

○上本昌幸会長 どうぞ。

○坪内寛委員 細かいこと言うてあれなんです、55ページの表と56ページの一番下の表を見たときに、56ページの下は、幼稚園、保育所、定員数として何々現在と書いています。ところが、55ページの表は、何々現在が表の下に書いてるんよね。ほやけん統一しようと思ったら、55ページの平成25年5月1日現在というのを上のほうのすれば統一はとれますわいね。

それと、ここへ来たら急にその表の表題がゴシックになってないんですよ。ほやから表題をゴシックで全部統一したほうが見やすいなという感じがします。それ前までは全部表のところはゴシックだったと思うんです。

それと、57ページ、57ページの一番下に米印が3つありますが、真ん中の米印の2の上が32、同じ郡中地域で対応までは同じなのに、5人のところが一つ右へずれております。数字をそろえようと思うたら、一貫性。数字をそろえようと思うたらですよ。

それから、そこ辺のページももうゴシックにしといたほうがええんかなと思うんです。

そして、69ページ、68ページと68、69を見たときに、68ページは読みやすいな、きっちりそろえて表題の次に1行ぐらいあけてから書いています。ところが、69ページへ来ると、表題辺にこれだけ余っとるのに、1行ぐらいあけたほうが見やすいなという感じがする。形式的なことですが、68ページはすっきりして読みやすい69ページは読みづらい。

以上です。

○上本昌幸会長 ほか。

もうあとこれ残りもう少ないですけど。

- 坪内寛委員 ほしたら、第5章、6章も全部合わせてするんやね。
- 上本昌幸会長 はい、合わせてします。
- 坪内寛委員 ほしたら、一つ教えてほしい。
70ページに(1)のところで、関連する施策のところの教育・保育受け皿の整備、次にその先で全般、その下も全般、下のほうへ行っても全般ってというのはどういう意味でつけとるんですか。次のページにも、71ページにもあるんですが、充実全般という、全般ということば
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 事務局 これは基本目標全体に係るといようなのが全般になつとると思うんですが、ちょっと初めての方が見られたときに、全くわからないと思いますので、後ほど訂正したいと思います。
- 坪内寛委員 そしたら次は、やっぱり1のところ、関連する基本目標の3-1のところ、育児相談、育児講座を、カンマがここに入ったらおかしいなと思いますが。
それと72ページ、72ページの2のほう、2のほうの計画の進捗状況の3行目、施策の実施状況はPDCAで括弧はPは何をあらわしているかというんで説明があるわけですが、普通はその括弧内は、ローマ字のほうがさき来て、Pというのは、プランというのは計画ですよ、ドゥーというのは実行ですよというように逆じゃないですか、これ、普通説明する場合。プランが左側に来て、その後に計画が来るようにせなかったら説明にはなっていないです。
以上です。細かいことぎり言うて。
- 事務局 いいえ、ありがとうございます。
- 上本昌幸会長 ありがとうございました。
ほかにございませんでしょうか。

○井上真由美委員

70ページですけど、70ページの(1)、(2)にかかわるんですけど、伊予市の児童虐待の実態とか分からないんですけど、結構やっぱり、ひとり親家庭だったりが多かったりするみたいなので全戸訪問とかできないかな思ったんです。最初のほうの資料を見てたら、乳幼児訪問等数は同じくらいなんですけど。ひとり親家庭の毎年1回は申請するのに、市役所にでも行って質問じゃないですけど、相談みたいなことは言われると思うんですけど、それは表面的なことで、実際付き合っていないって言うたって、あると思いますし、そういうところで児童虐待防止とかということにもつながるのかなと思ったんですけど。

○事務局

今現在、検討しておりますが、来年4月から支援センターがちょっと機能が変わります。出前を強化いたしまして、各地域に出て行って、全員の子供、保護者を把握するという形をとろうと思っております。

それと同時に、4カ月の健診、こんにちは赤ちゃんと一緒に、赤ちゃん事業と一緒に各家庭訪問、それでだめな場合は7カ月のブックスタートがございますので、それに来れない方はそこでもう一度訪問という形で、二重、三重というふうな手を打っていかうと。ほんで保健センターさんのほうとタイアップして、そういうふうにもう漏れのないように、全員の保護者の方というふうになってます。

なお、虐待等については、うちのほうの要対協というのがございます。その中に例えば配慮を要する御家庭とか子供さん、保護者、全てそちらのほうに入っておりますので、そちらのほうから家庭訪問、必要であるならば、保健師さんと一緒に対応とか、各関係機関との対応で家庭訪問ということに実施をもう既にしております。今後はもう全員落ちのないようにということで、先ほどありましたひとり親ですが、実はそこに男性と一緒に住んでおいでますっていうような今の情報がありました。伊予市内においても現在そういう情報がうちのほうに入ってきております。担当の者がきちんとそこを把握して調査しまして、その後どのようにするかというところを検討をして、もう実行しておりますので、今後次第に見直していこうと思っておりますので、今後ともよろしく願いできたらと思います。

以上でございます。

- 井上真由美委員 そのひとり親家庭だと、その親は大体もう平日ずっと働いていたりするんで、こういう情報を、こういう施設があって、こういうサービスやってみるとか、相談窓口があるよとかという、そういう情報に積極的にたどり着けないというか、そんな間がないんですよ。
- 事務局 そうです。
- 井上真由美委員 なので、何かそういうのをちゃんとこういうサービスありますよみたいななんが行き届くというか、ほんでやっぱり虐待が起こるような家庭へのところは、こういう情報に対しての意識が薄いと思うんで、何かこう届くようにどうしたらええのかなっていう。
- 事務局 そうですね。要するに情報提供のあり方っていうところに、今まで問題があったんやないかなと思います。実は、保育所・幼稚園に来ている子供さんについては、ほとんど情報、いろんな提供で保育士のほうや教員のほうと相談をしていけますが、実際にそこまで来ていない人たちで、支援センターに来ている人たちはいいんですけど、それにまで出てこれない方たちの把握ということを4月から重点的に努めていく方向になっておりますので、実はこの支援事業っていう部門が強化されますので、支援センターもちょっと機能が変わり、職員もかわり、体制も変わりということになっておりますので、そういう例えばひとり親家庭のところの皆様方を重点的に相談の窓口を子育て支援課のほうが行うような予定になっておりますので、またそういう啓発活動も文書であったりとか、学校、当然保健センターと協力しながら行っていきたいと思いますので、よろしく願いできたらと思います。
- 以上でございます。
- 上本昌幸会長 ほかにございませんか。
- 西村啓子委員 構いませんか。
- 上本昌幸会長 はい。

○西村啓子委員

ブックスタート、さっき言いましたんですが、私もちょっとだけ見せてもらって、このブックスタート、すごくいいなと、児童虐待防止の講演を見たのですが、やっぱり乳幼児期、乳幼児期の家庭教育が一番もう大事だというようなことを力説されたようなお話を聞きました。それと同時に、保育園・幼稚園、それから児童クラブしかりなんですけど、支援員なんですかね。資質向上ということをここに書かれとんですけど、やっぱり研修会を開いて資質向上、職員の専門性という、そういうふうなことをどんどん補助金をうまく有効に使うて、そういうような形でできたら向上させていってほしいなと、そんなことを思いました。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。来年度県の指定機関におります職員の研修会を受けていただくように来年からなると思っています。これも人数に限界がありまして、年間何百人という人数になっておると思っていますので、児童クラブ自体の運営と運営をしながらでの研修ということになると思っておりますので、かなり負担はかかっているのではないかなと考えております。

しかし、来年度から市のほうですね、うちのほう独自でそれと見越しまして児童クラブの職員の皆様方の研修会、今年度から交流会、先日も交流会させていただいて、専任者会も今年度から開かせていただいているんですが、そういうふうな密接な関係を取りながら、運営の方向性みたいなのところも拾い出せていければと思っておりますので、来年からまた新しい形でスタートをさせてもらったらと思っておりますので、よろしく御理解いただいたらと思っております。お願いします。

○上本昌幸会長

よろしいですか。

結構出尽くしたようですが、ほか御意見ございませんでしょうか。

それじゃ、御意見も出尽くしたようでございますので、事務局からお願いします。

○事務局

それでは、お手元に配付しております本日配付の右上のほうに協議資料2と書いてある資料があると思うんですけど、それをお願いします。

よろしいですか。

先ほど御協議していただきました子ども・子育て支援事業計画（案）の今後の流れについて御説明をさせていただきます。

2番の計画の策定体制という部分になってくるんですけども、それでいきますと、アンケートを実施しまして、その意見集約を得て子ども・子育て会議のほうで計画案をつくらせていただきました。そして今後なんですけれども、来週中には、伊予市子ども・子育て会議を代表しまして、上本会長さんのほうから市長のほうに子ども・子育て支援事業計画の答申をしていただきます。そして来年2月の初めから市民への意見公募を開始しまして、約20日間市民から意見を求めます。それを経まして、3月の初めには計画が決定することとなっておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○上本昌幸会長

そういう流れになっているようですが、ただいまの皆さんから出た御意見をもとにしまして、今度修正したもの、これを子ども・子育て会議からの計画案ということで市長に答申したいと思いますが、御了承いただけますでしょうか。お願いします。

それじゃ、そのように取り扱ひさせていただきますけどいいですか。

次に、(2)その他についてであります。

先ほど今後5年間の伊予市の子育て支援策の指針となる子ども・子育て支援事業計画について御意見を伺いました。今日はせっかくの機会ですので、先ほどの計画に関することでも構いませんし、子ども・子育て支援新制度に関して期待することや要望等につきまして御意見をお伺いしたいと思いますが、何か全体を通しまして何かございましたら。

もう大分言い尽くしましたですかね。大事なところをしっかりと押えていただきまして、いいですか。

皆さんの思いをそれこそ来年度から始まります子ども・子育て支援新制度をもとにしたそれぞれの事業に生かしていければなと思います。

ほんで、なかなかの本当に必要な方、必要なところっていうのは、何ですか、実際やっておりますも、なかなかそこへ届きにくいことがたくさんあります。

よく私も公民館のほうにも行っただけですけど出前講座とか、そういった出ていってしなければいけないような、たくさんこれからは出てくるんじゃないかなと思います。いろいろ事業は取り組むけれどそれも行政だけじゃなくて、幼稚園・保育所、また公民館とかいろいろな機関もそうですけども、いろいろなところへ出かけていってきめの細かい活動がされることを期待し、そういうことで、あと事務局。

○事務局

今後の子育て会議の運営についてなんですけれども、皆様方の任期のほうはまだ3年間の任期ということで、28年3月まで残っておると思うんですけれども、今後についてなんですけど、子ども・子育て支援新制度に関しましては、検討協議しなければならない案件がありましたら会議を開くこととなりますが、現在のところは、もう国のほうから新しい情報が全くない状況ですので、今後次回からの開催につきましては、今のところ未定ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○上本昌幸会長

本日、各委員さんから出ました御意見、御要望の処理につきましては、会長に御一任いただきましてよろしいでしょうか。

いろいろ出ておりますが、事務局のほうがしっかりやっただきますので、それをもとにして今後調整をさせていただいて、それをまたつめていきたいと思います。

今日の全ての審議はこれで終了いたします。御苦労さまでした。

○事務局

上本会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しい中、円滑な議事の進行に御協力を賜りましてありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第5回伊予市子ども・子育て会議を閉会いたします。

お疲れでございました。